

平成28年7月から 被扶養者の認定基準及び取扱いを 一部変更いたします！⑦

被扶養者の認定にかかる基準と取扱いの変更については、平成27年8月号の共済だよりから6回に分けて掲載して参りましたが、この7月から「被扶養者認定基準及び取扱い」の適用が始まります。

「被扶養者認定基準及び取扱い」については、共済組合ホームページまたは所属所の共済事務担当課で確認いただくことができますので、今一度ご確認いただき被扶養者の認定申請にあたりましては、組合員皆様のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

また、平成28年10月1日から兄姉の扶養認定をする際の「**組合員と同一世帯であること**」の条件を要しなくなりますので、お知らせいたします。

